

鹿児島県ドッジボール協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は鹿児島県ドッジボール協会（以下「県協会」）と称する。

(目的)

第2条 県協会は、鹿児島県におけるドッジボール競技を統括し、県を代表する団体としてドッジボール競技の振興並びに普及奨励を図り、心身の健全な発達に寄与する事を目的とする。

(所掌事項)

第3条 県協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 一般財団法人日本ドッジボール協会（以下「日本協会」という）及び鹿児島県レクリエーション協会への加盟に関すること。
- (2) 本協会主催及び協力事業のドッジボール競技会の競技及び運営に関すること
- (3) ドッジボールの普及及び指導に関すること。
- (4) ドッジボールに関する競技規則の普及及び指導に関すること。
- (5) 日本協会及び一般財団法人日本ドッジボール協会九州ブロック連絡会（以下「ブロック連絡会」という）と協力し、ドッジボール競技会の開催に関すること。
- (6) ドッジボールに関する審判員及び指導員の資格の認定、登録と育成に関すること。
- (7) 鹿児島県内ドッジボールチームの登録に関すること。
- (8) 日本協会が行うドッジボールについてのスポーツ医学、科学の調査研究への協力に関すること。
- (9) その他、県協会の目的を達成するための必要な事項に関すること。

第2章 資産及び会計

(資産構成)

第4条 県協会の資産は、以下に掲げるもので構成する。

- (1) 資産から生ずる収入
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) 賛助会費
- (5) その他収入

(資産の管理)

第5条 県協会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、預金等にし、明確な方法により保管する。預金通帳は協会活動の便宜上、事務局財務会計担当者が保管する。

(経費の支弁)

第6条 県協会の事業に要する経費は、運用財産を持って支弁する。別途規定により、実情に応じて支払うものとする。

(収支決算)

第7条 県協会の収支決算は事務局財務会計担当者が作成し、事業報告書及び財産増減理由書を理事会に提出し承認を得なければならない。

2 県協会の収支決算に剩余金がある場合は、翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第8条 県協会が資金の借り入れを行う場合には理事会を開き、理事全員の決議を経なければならない。

(会計年度)

第9条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第3章 組織

(組織)

第10条 県協会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、株式会社南日本放送事業局担当責任者をもって充てる。

3 会員は、次に掲げる日本協会へ当該年度に登録してある者がなる。

- (1) C級公認審判員、B級公認審判員及びA級公認審判員
- (2) JDBA公認準指導員（区分Ⅰ）、JDBA公認準指導員（区分Ⅱ）及びJDBA公認指導員
- (3) 競技者
- (4) （一財）日本ドッジボール協会へ個人登録をした者

(役員)

第11条 県協会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1人
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 理事のうちから8人以内及び財務会計担当者
- (6) 理事
- (7) 監事 2人（うち1人は、南日本放送事業部ドッジボール担当が充たる）

- 2 副会長、常任理事及び理事は会員の内から会長が必要と認める者に理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 監事は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 4 会長は、県協会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。副会長を複数名置くときは、会長の職務を代行する順序をあらかじめ別に定める。
- 6 理事長、副理事長及び事務局長は、理事会の承認を得て、常任理事のうちから会長が委嘱する。理事長、副理事長及び事務局長は常任理事を兼務することができない。
- 7 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(常任理事及び理事の職務)

第12条 常任理事及び理事は、この規約の定めるところにより、県協会の業務を分担し執行する。

- 2 理事長は、理事会の議決に基づき、本会の業務を掌握する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を執行する。理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代行する。副理事長を複数名置くときは、理事長の職務を代行する順序をあらかじめ別に定める。

(支部)

第13条 会長は必要に応じて地域別に支部を置くことができる。

- 2 支部区域は、鹿児島市南部、鹿児島市北部、南薩、北薩、姶良・伊佐、大隅、大島・熊毛とする。
- 3 各支部に支部長を置き、常任理事及び理事がこれに充たる。
- 4 支部長は、理事会からの事業にかかる諸活動を円滑に推進したり、各種活動にかかる情報を速やかに会員へ伝達したりするために支部内を統括する。

(監事の職務)

第14条 監事は、県協会の業務及び財産に関して、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 県協会の財産の状況を監査すること。
- (2) 財産の状況について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告する。
- (3) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の解任)

第16条 役員が次の各号に該当するときは、理事の現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(名誉会長、顧問及び参与)

第17条 県協会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与はドッジボールの功労者の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 4 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は理事会に出席して意見を述べることが出来る。
- 7 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

(退会)

第18条 次に掲げる者は、県協会を退会とみなす。

- (1) 第10条第3項の登録を当該年度中に日本協会へ怠ったとき。
 - (2) 県協会の会員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、理事会の議事とし处分内容を審議し決定する。
- 2 前項第2号の処分内容は、日本協会及びブロック連絡会に報告する。

第4章 会議

(会議の種類)

第19条 県協会に、次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 専門委員会

(会議の出席)

第20条 会長、副会長、理事長、副理事長及び事務局長は全ての会議に出席して意見を述べることができる。

(理事会)

第21条 理事会は、会長、理事以上及び監事をもって構成し、この規約の定めるところにより、県協会の業務の執行を決定する。

- 2 理事会は、毎年度4月に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 理事会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 理事会の議決した議決の執行に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 収支決算、予算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、会長に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席理事（会長に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任理事会）

第22条 常任理事会は、理事長、副理事長、事務局長及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

3 常任理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

4 常任理事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 理事会から委任された事項に関すること。
- (2) 理事会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
- (4) その他理事長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任理事会について準用する。

9 常任理事会は、第4項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて理事会に報告するものとする。

（専門委員会）

第23条 専門委員会は、理事長が必要と認める者をもって構成する。

2 県協会に、次の専門委員会（業務内容）を置く。

- (1) 総務委員会（各資格等の手続き、会費の徴収、会場予約、福利厚生、接待及び広報に関すること）
- (2) 普及委員会（おやこドッジくうるに関すること、集合学習①）
- (3) 競技委員会（審判養成に関すること、競技に関すること、集合学習③）
- (4) 指導委員会（公認指導者資格に関すること、集合学習②）

- 3 専門委員会は、常任理事会から付託された業務事項について遂行し、その結果を常任理事会に報告しなければならない。
- 4 各専門委員会は、必要に応じて兼ねることができる。
- 5 各専門委員会の委員長は常任理事のうちから理事長が委嘱する。副委員長は、常任理事及び理事のうちから理事長が委嘱する。
- 6 第15条の規定は、専門委員の任期について準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任理事会に諮り、理事長が別に定める。

第5章 理事長の専決処分

(理事長の専決処分)

- 第24条 理事長は、常任理事会を招集するいとまがないとき、または常任理事会の権限に属する事項で轻易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 理事長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の常任理事会において報告し、その承認を得なければならない。

第6章 規約の改廃及び解散

(規約の改廃)

- 第25条 この規約は、理事会において議決に加わることができる出席理事（会長に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の3分の2以上にあたる多数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

- 第26条 県協会は、基本財産の滅失により、県協会の目的である事業の成功の不能状態に陥ったとき解散する。

- 2 県協会の解散は、理事全員の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分等)

- 第27条 県協会が清算するとき有する残余財産は、理事会の議決に加わることができる理事全員の賛成をもって、日本協会、ブロック連絡会及び県協会と類似の事業を目的とする他の都道府県協会に譲与するものとする。

- 2 県協会は、設立者その他の者に剰余金の分配を行わない。

第7章 事務局

(事務局)

- 第28条 県協会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長、事務局次長を置く。

- 2 事務局長は、県協会の事務全般を処理する。
- 3 事務局次長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、業務を執行する。事務局長に事故あるとき、または事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代行する。事務局次長を複数名置くときは、事務局長の職務を代行する順序をあらかじめ別に定める。

(事務局の所在地)

第29条 事務局の所在地は、事務局長の住宅または勤務先とする。

- 2 事務局の所在は以下とする。

鹿児島県出水市文化町23番地
出水市産業振興部国体推進課

第8章 補則

(委任)

第30条 この規約に定めるもののほか、県協会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成11年 6月 1日より施行する。

この規約は、平成15年11月21日に一部改正し施行する。

この規約は、平成17年 4月 12日に一部改正し施行する。

この規約は、平成19年 4月 13日に一部改正し施行する。

この規約は、平成28年 4月 15日に改正し施行する。

この規約は、平成28年 8月 27日に一部改正し施行する。

この規約は、平成29年 4月 22日に一部改正し施行する。

この規約は、平成30年 4月 20日に一部改正し施行する。

この規約は、平成31年 4月 27日に一部改正し施行する。

この規約は、令和 2年 4月 25日に一部改正し施行する。